

## 「献上桃の郷」桑折町ロゴマークに関する使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桑折町への誇りや愛着を高め、本町の魅力を効果的に町内外へ発信するために、「献上桃の郷」桑折町ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「ロゴマーク」とは、平成28年12月策定の桑折町総合計画「献上桃の郷こおり創生プラン」で位置づける「献上桃の郷」展開プロジェクトにおいて、シティプロモーションの視点に立った取組みとして制作した「ロゴマーク」をいい、別に定める「献上桃の郷」桑折町ロゴマークマニュアル（以下「ロゴマニュアル」という。）に掲載されているものをいう。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、桑折町に帰属する。

(使用対象者)

第4条 ロゴマークは、原則として第1条に掲げる趣旨に賛同する町内在住・在勤者及び町内に所在する企業や事業所、団体等であれば、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて使用することができる。

- (1) 法令、公序良俗に反する、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 本町又はロゴマークの信用や品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 町の事業や町が認めた関連事業を推進するうえで支障となる、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 特定の思想、宗教等に関する活動で使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人・企業・団体・民族等への中傷や攻撃を助長する、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 町が特定の個人・企業・団体、あるいは商品・サービス・活動等を支援・推奨・公認しているような誤解を招く、又はそのおそれがあるとき。
- (7) 特定の個人・団体のシンボルマーク、あるいは商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (8) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないとき。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者が使用するとき。
- (10) 前各号に定めるもののほか、その使用が適正でないと町長が認めるとき。

(使用手続)

第5条 前条の規定に基づきロゴマークを使用する者が、営利を目的とする商品等に使用する場合は、次に掲げる書類を町長に提出し、その使用を開始する日までに許可を受けなければならない。

- (1) 「献上桃の郷」桑折町ロゴマーク使用申請書（第1号様式）
- (2) 前条第1項第9号に規定する事項に該当しないことの誓約書（第2号様式）
- (3) その他特に町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請を受け付けた場合、前条各号の規定に基づき審査を行い、適切であると認めるときは、「献上桃の郷」桑折町ロゴマーク使用許可通知書（第3号様式）を、認められないときは、「献上桃の郷」桑折町ロゴマーク使用不許可通知書（第4号様式）を申請者に交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、使用手続きを経ずに使用することができる。

- (1) 本町が使用し、又はその業務を請け負った場合
- (2) 国若しくは地方公共団体の機関又は公共的団体等が使用し、又はその業務を請け負った場合
- (3) 本町が製作を依頼し、又は本町と連携した業務の中で使用する場合
- (4) その他町長が認める場合

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用する者は、使用するデザインについてロゴマニュアルを遵守しなければならない。

2 第4条の規定に基づき使用許可を受けてロゴマークを使用する者は、前項の規定に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、第4条第2項で規定する使用許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 商標登録出願を行わないこと。
- (3) 使用開始に先立ち商品等の完成見本を提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって代えることができる。
- (4) 年度毎に「献上桃の郷」桑折町ロゴマーク使用商品等販売状況報告書（第5号様式）を作成し、翌年度の4月末日までに町長に提出すること。
- (5) その他町長が指示する使用条件に従うこと。

(使用の取消)

第8条 町長は、第5条の規定に基づき使用許可を受けてロゴマークを使用する者が、前条各項に定める事項を遵守しなかったときは、その使用を中止させ、又はその許可を取り消すとともに、「献上桃の郷」桑折町ロゴマーク使用許可取消通知書（第6号様式）を申請者に交付する。この場合において生じた損害について、町長はその責めを負わない。

(損失補償等の責任)

第9条 町長は、ロゴマークを使用したことにより、ロゴマークを使用した者に生じた又は第三者に対して与えた損害又は損失について、損害賠償責任、損失補償及びその他法律上の責任を一切負わない。

2 ロゴマークを使用した者が、その使用に際し、故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

「献上桃の郷」桑折町ロゴマーク使用申請書

桑 折 町 長 様

申請者 （住所）

（名称）

（代表者名）

印

次のとおり、「献上桃の郷」桑折町ロゴマークを使用したいので申請いたします。

1 使用目的	
2 使用形態 ※使用デザイン案を添付 してください。 (1) 使用商品 (2) 規格	
3 製作数	
4 販売予定価格	
5 使用期間	年 月 日～ 年 月 日
6 連絡先 (1) 担当者氏名 (2) 電話番号 (3) 電子メールアドレス	

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

桑折町長様

申請者（住所）

（名称）

（代表者名）

印

誓約書

私は、桑折町暴力団排除条例（平成23年桑折町条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団員等に該当せず、申請した「献上桃の郷」桑折町ロゴマーク使用についても、その活動のために利用するものではないことを誓約します。

年 月 日

「献上桃の郷」桑折町ロゴマーク使用許可通知書

様

桑折町長

年 月 日付けで申請ありました「献上桃の郷」桑折町ロゴマークの使用について、許可いたします。

記

1 使用を許可する事項

使用形態	
使用者名	
使用期間	

2 使用条件

(1) 使用内容は、申請書記載の計画により実施するものとし、やむを得ずこれを変更しようとするときは、あらかじめ町と協議を行うこと。
(2) 使用事業の状況について、桑折町職員が実地に調査することがある。
(3) 上記(1)及び(2)の条件に違反した場合及び許可することが不相当と認められる場合には、「献上桃の郷」桑折町ロゴマークの使用許可を取り消すことがある。
(4) その他、必要な条件

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に桑折町に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑折町を被告として（訴訟において桑折町を代表する者は桑折町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

「献上桃の郷」桑折町ロゴマーク使用不許可通知書

様

桑折町長

年 月 日付けで申請ありました「献上桃の郷」桑折町ロゴマークの使用については審査の結果、使用不許可となりましたので通知いたします。

記

1 使用を不許可とする事項

使用形態	
使用者名	
使用期間	

2 使用不許可の理由

<input type="checkbox"/> 「献上桃の郷」桑折町ロゴマークに関する使用取扱要綱第3条第1項第 号に該当する。
<input type="checkbox"/> 「献上桃の郷」桑折町ロゴマークに関する使用取扱要綱第6条第1項に反する。
<input type="checkbox"/> その他

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に桑折町に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑折町を被告として（訴訟において桑折町を代表する者は桑折町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

「献上桃の郷」桑折町ロゴマーク使用商品等販売状況報告書

桑 折 町 長 様

申請者 （住所）

（名称）

（代表者名）

印

年 月 日付けで許可された「献上桃の郷」桑折町ロゴマークの使用について、次のとおり商品等の販売状況を報告します。

商 品 の 種 類	
商 品 名	
販 売 期 間	年 月 日～ 年 月 日
販売価格（単価）	
販 売 数 量	
販 売 総 額	
販 売 先	

※販売期間の翌年度の4月末日までに報告してください。なお、販売期間が複数年度にまたがる場合は、年度毎に報告してください。

※購入者アンケートの統計等、販売結果に係る資料があれば提出してください。

※本報告書等で記載された内容については、集計の上、ロゴマークの使用状況資料として公表することがあります。

年 月 日

「献上桃の郷」桑折町ロゴマーク使用許可取消通知書

様

桑折町長

年 月 日付けで通知した「献上桃の郷」桑折町ロゴマークの使用許可について、下記の事由により使用を取り消しますので通知いたします。

記

1 使用許可を取り消す事項

使用形態	
使用者名	
使用期間	

2 使用取消の理由

<input type="checkbox"/> 「献上桃の郷」桑折町ロゴマークに関する使用取扱要綱第3条第1項第 号に該当する。
<input type="checkbox"/> 「献上桃の郷」桑折町ロゴマークに関する使用取扱要綱第6条第1項に反する。
<input type="checkbox"/> 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたと認められるため。
<input type="checkbox"/> その他

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に桑折町に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑折町を被告として（訴訟において桑折町を代表する者は桑折町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。